

京都市みぶ身体障害者福祉会館

「障害者芸術ギャラリー」

利用の手引き

公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会

京都市みぶ身体障害者福祉会館

〒604-8804

京都市中京区壬生坊城町 48-6

TEL 075-822-0548

FAX 075-822-0455

京都市みぶ身体障害者福祉会館

「障害者芸術ギャラリー」利用の手引き

1 設置目的

京都市みぶ身体障害者福祉会館（以下「会館」といいます。）5階に設置する障害者芸術ギャラリー（以下「ギャラリー」といいます。）は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の基本理念に掲げる、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として設置するものです。

2 利用の優先順位

ギャラリーの利用は、障害者の創作の対外的発表の場や表現の場としての利用など設置目的に沿った利用を最優先とし、設置目的に沿った利用が無い場合において、ギャラリーの有効利用のためにその他の目的での利用を認めるものとします。

なお、その他の目的での利用は次に掲げる利用に限定します。

(1) 楽器演奏や合唱など音楽に関わる練習での利用

※練習+会議は利用可、会議のみでの利用は不可とします。

(2) 卓球バレーでの利用

3 利用対象者

ギャラリーの利用対象は次に掲げる個人、団体等とします。

(1) 身体障害者手帳を有する人とその介助者。

(2) 身体障害者の福祉に関する事業の関係者。

(3) その他市長が適当と認める者（障害者総合支援法の対象となる知的・精神障害、難病の方など）

4 利用期間及び利用時間

次の区分での利用期間及び利用時間とします。（いずれも会館休館日を除く）

(A) 設置目的に沿った利用

◇1日単位で最長1か月間（休館日を含む）とします。

◇利用時間は13時30分から20時45分までとします。

(B) その他の目的での利用

午後または夜間の区分とし、利用時間は次のとおりとします。

《午後》13時30分から17時00分

《夜間》17時30分から20時45分

※(A)と(B)のいずれについても利用時間の30分前からみぶ会館4階事務室にて鍵をお渡しします。ご利用後は元の状態に戻し、鍵を返却してください。

また、(A)で2日以上利用し管理者を置かない場合は、準備が終わり次第、鍵を返却していただき、以降最終日前日までの施錠・解錠のみみぶ会館事務室にて行います。

5 休館日

毎週月曜日と年末年始(12月29日～1月3日)

ただし、月曜日が休日に当たるときは、その週の水曜日が振替休館日になります。

6 利用申込

(1) 予約について

下記(A)と(B)の区分により、利用申込の予約を受け付けます。

(A) 設置目的に沿った利用

【予約受付】

利用日(利用期間が1日を超える場合は、その初日)の6か月前に属する月の1日の午前9時から利用日の前日まで受け付けます。

(利用例) 施設や団体等の作品展、パフォーマンス発表会など

(B) その他の目的での利用

【予約受付】

利用日の3か月前に属する月の1日の午前9時から受け付けます。

ただし、(A)と(B)のいずれも各月1日が休館日の場合は翌日の午前9時から、また各月1日が土日祝日の場合は午後1時から受け付けます。なお、1月のみ1日を4日と読み替えます。

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、会館事務所に提出してください。

※予約は、電話及びFAXでの申込を可としますが、この場合「仮予約」とし、仮予約日から2週間以内に所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、会館事務所に直接持参又は郵送(2週間以内必着、FAX不可)により提出することで正式な予約とします。

(2) 予約受付日の取扱い(抽選)及び(A)と(B)の共有利用について

各月1日(1日が休館日の場合は翌日)の午前9時～午前10時、また各月1日が土日祝日の場合は午後1時～午後2時までの予約分について、希望する日時が被った場合は次のとおりとします(1月のみ1日を4日と読み替えます)。

○上記（A）と（B）での予約重複の場合は（A）を優先します。

○（A）同士または（B）同士での予約重複の場合は、翌日（※）午前10時に抽選により利用を決定します。

（※）予約開始日が金土日祝日の場合は、土曜日を除く翌平日開館日とします。

なお、5階ギャラリーは（A）と（B）を共有利用していただくことが可能です。ただし、先に予約した方の了解がある場合に限りです。

※利用申込書に共有利用について了承するかどうかの記載欄を設けています。

（3）令和6年度の利用について

会館が新設される令和6年度については、次のとおりとします。

【利用開始及び予約受付開始】

○利用開始：令和6年7月2日（火）

○予約受付開始：令和6年4月4日（木）午前9時

（A）設置目的に沿った利用の場合

➡令和6年7月～10月利用分まで予約可。

（B）その他の目的での利用の場合

➡令和6年7月利用分の予約可。

7 利用料金

利用料は無料です。

8 ギャラリーの仕様及び利用可能備品

【面積】84.25 m²

【床面】フローリング様ビニルタイル

【壁面】東面及び西面は壁で、スクリーン壁となっており投影可能です。また、西面壁にはピクチャーレールがあります。

北面及び南面は窓及びブラインドとなっています。

【利用可能備品】

| | |
|-------------------|---------|
| ○会議用テーブル（折畳式・3人掛） | 10台 |
| ○会議用いす | 30脚 |
| ○移動式アンプ・マイクセット | 1セット（※） |
| ○卓球バレー用卓球台 | 1台 |
| ○卓球バレー用いす | 12脚 |

（※）貸出備品：貸出希望の場合は利用申込書の貸出備品欄にご記載ください。

9 利用内容揭示及び広報協力について

○利用内容については、社会福社会館 1 階デジタルサイネージで当日表示します。

○設置目的に沿った利用（原則 1 週間以上）の場合は、お申し出により市身連 HP 掲載、会館内でのチラシ配架及びポスター掲示の広報協力を致します。

10 利用にあたっての注意事項

○利用期間中の展示物等の管理は自己管理をお願いします。共有利用の場合を含め、盗難や破損等について責任はとりかねます。

※閉館時間についてはギャラリー入口を施錠します。

○展示物は主催者の責任において展示・回収してください。

○利用終了後は時間内に現状に回復してください。（利用期間の初日以降に展示し、利用最終日の 20 時 45 分までに回収してください。）

○他の利用者・周辺住民に迷惑となるような行為（大音量等）はしないでください。また音漏れ防止のため、窓の開放を禁止します。

○営利目的、有料の催し、宗教・政治活動等の利用は禁止します。

○使用を認められた設備・備品以外のものを無断で使用しないでください。

○当会館は全館禁煙です。

○無断で物品販売、寄付金募集等はしないでください。

○館内での飲酒は禁止です。原則として、ギャラリーでの飲食も禁止です。

○危険物は持ち込まないでください。

○非常口の場所、避難経路の確認をお願いします。

○閉館時間の 21 時には 1 階自動扉を施錠しますので、ご注意ください。

○設備・備品等について、破損・紛失した場合は事務所にご報告ください。

○駐車場は四城ガレージをご利用ください。駐輪場は会館の定めた駐輪場をご利用ください（バイクは 50cc 以下のみ利用可）。※駐車場及び駐輪場数に限りがございますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。

11 公共交通機関

★四条壬生川交差点までの経路

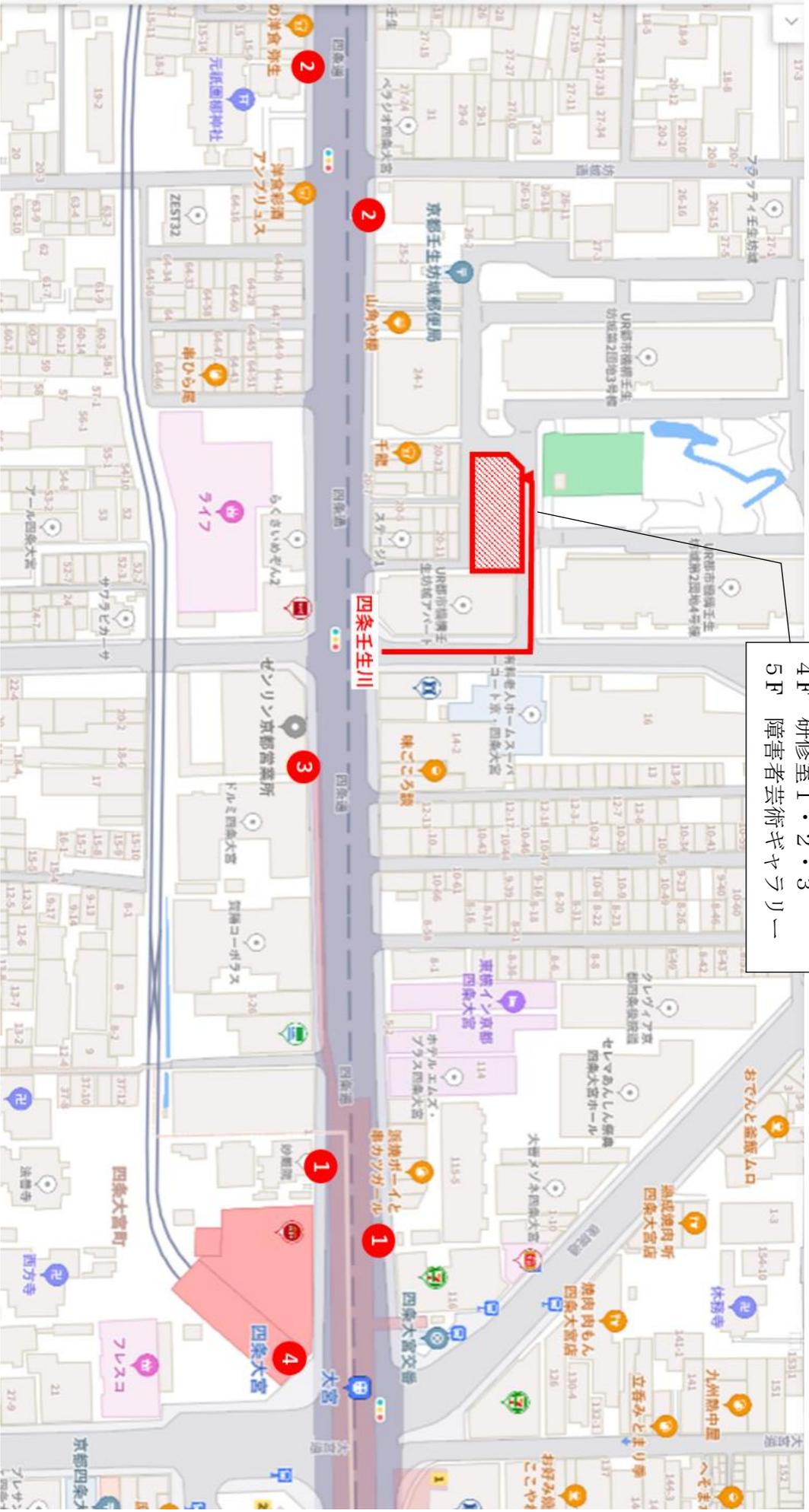
*市バス・京都バス ①四条大宮停留所下車 四条通西へ 200m

*市バス ②壬生寺道停留所下車 四条通東へ 130m

*阪急電車 ③大宮駅下車 4 番出口 四条通西へ 30m

*京福電車 ④四条大宮駅下車 四条通西へ 200m

★四条壬生川交差点を北へ 50m、1 つ目の角を西へ 50m



4F 研修室 1・2・3
5F 障害者芸術ギャラリー